

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境	3
1. 少子化の進行	3
（1）少子化の現状	3
ア 日本における少子化の動向	3~4
イ 登別市における少子化の動向	5~6
（2）少子化の要因	7
ア 結婚年齢	7
イ 未婚率の上昇	8
ウ 夫婦の出生力の低下	9
エ もうけたい子どもの数	10
（3）少子化の影響	11
2. 子どもや家庭の状況	12
（1）家族形態の変化	12~14
（2）女性の社会進出	15~17
（3）親子のふれあい	18~19
（4）子どもの生活の状況	19~20

第3章 第一義的責任と施策の基本的視点	21
1. 第一義的責任	21
(1) 子どもの養育や健全育成に関する親の責任	21
(2) 子どもの健康の確保と増進に関する親の責任	21
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育に関する親の責任	21
(4) 子どもが安心して生活できる環境に関する親の責任	21
(5) 男女が協働して子育てを行うことに関する親の責任	22
(6) 子どもの安全の確保に関する親の責任	22
(7) 子どもへの虐待防止や子どもの権利を守る ことに関する親の責任	22
2. 施策の基本的視点	23
(1) 子どもの視点	23
(2) 次代の親づくりという視点	23
(3) サービス利用者の視点	23
(4) 社会全体による支援の視点	23
(5) すべての子どもと家庭への支援の視点	23
(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点	24
(7) サービスの質の視点	24
(8) 地域特性の視点	24

第4章 推進施策と取り組み	25
1. 地域における子育ての支援	26
(1) 地域における子育て支援事業の充実	26～30
(2) 保育事業の充実	32～33
(3) 子育て支援ネットワークの充実	34～36
(4) 児童の健全育成	37～42
(5) 世代間・異年齢交流	43
(6) 保育計画	44～45
2. 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進	46
(1) 子どもと親の健康の確保	47～50
(2) 食育の推進	51
(3) 思春期保健対策の充実	52
(4) 小児医療の充実	53
(5) 健康の増進	54
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
(1) 次代の親の育成	55
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	56～60
(3) 家庭や地域の教育力の向上	61～63
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	64
4. 子育てを支援するための生活環境の整備	65
(1) 良質な公営住宅の確保	65
(2) 安全な道路交通環境や生活環境の整備	65
(3) 安心して外出できる環境の整備	66
(4) 安全・安心なまちづくりの推進等	67
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	68
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	68
(2) 仕事と子育ての両立の推進	68
6. 子ども等の安全確保	69
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	69～70
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	71
(3) 被害に遭った子どもの保護の促進	72
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	73
(1) 児童虐待防止対策の充実	73
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	73～74
(3) 障害児施策の充実	75～76
(4) 子どもの権利	77
(5) 雇用対策	77

第5章 計画の推進体制	79
1. 市の推進体制	79
2. 国・北海道との連携	79
3. 地域の組織や企業などとの連携	79

《統計資料》	81
1. 年齢区分による人口構成比	81
2. 世帯数と1世帯当たり人数	81
3. 人口ピラミッド	82
4. 子どもの人口動態（年度）	82
5. 保育所の概況	83～85
6. 児童館の概況	85
7. 放課後児童クラブの概況	85
8. 私立幼稚園の概況	86
9. 子育て支援センターの利用状況	86
10. 児童デイサービスセンターの概況	86
11. ファミリーサポートセンターの利用状況	87
12. 児童数・生徒数の推移	87
13. 小学校・中学校・高等学校の概況	88～89
14. 産業別就業者数の推移	90

《参考資料》	91
1. 児童憲章	91
2. 児童の権利に関する条約	92～93
3. 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要領	94～95

《用語説明》	97～102
--------	--------